

## 大分市自治基本条例検討委員会 第8回執行機関・議会部会 議事録

日 時 平成22年7月14日(水) 16:00～17:30

場 所 大分市役所本庁舎 議会棟3階 第3委員会室

出席者

### 【委員】

宇野 稔、竹内 小代美、古岡 孝信、永松 弘基、安部 剛祐、神矢 壽久  
の各委員(計6名)

### 【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、  
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛(計6名)

### 【プロジェクトチーム】

総務部人事課主査 伊地知 央(計1名)

### 【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 島谷 幸恵、同主任 大城 存(計3名)

### 【傍聴者】

無

### 次 第

1. 開会
2. 議事
  - (1) 条文案の課題等について
  - (2) その他

## < 第8回執行機関・議会部会 >

事務局

皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。第8回の執行機関・議会部会ということで、本日はかなりの資料をお配りしておりますので、順番にご説明を申し上げたいと思います。

まずご覧いただきたいのが、A4縦の何枚かにわたってカラーで印刷をしている、右上に「報告1」とある資料でございます。これが第12回全体会議の際の意見を集約した内容となっております。かいつまんでご説明をいたしますと、まずは条例の位置付けとかタイトル、その辺りについてのご意見を委員さんからいただいた後、前文についてのご意見をかなりいただきました。例えば「意気込みや想い、目指す方向をもう少ししっかりと入れて欲しい」とか、「条例をつくる意図、狙いについて入れるべきではないか」というような意見があったかと思っております。

本部会に関連する事項といたしましては2ページ以降になりますけども、「職員の責務」のあたりで若干意見をいただきましたほか、今回主な内容としまして、「議会の役割・責務」の部分についてでございますが、現時点で検討をいただいている内容と、それについて今後さらに全体の中で確認をしていただく流れになっておるといことで、議員さんの方からご紹介をいただいたところでございます。

次に、「報告2」というA4縦の1枚紙。こちらは先日開催をさせていただきました部会代表者会議の中の要点を整理させていただいております。

まずは全体会の中で出ました前文の関係、絡みについてでございますけれども、前文またはその目的、理念、その辺りの整理を再度理念部会をお願いをしたいということ。

また個別条文の調整についてでございますけれども、各部会において検討をいただいた結果、全体で見たときに重複している条文でありますとか、現在独立させております第6、7、8章あたりの取扱いについて、事務局内の法規範的な観点も交えまして、調整案を作成してほしいというご依頼をいただきまして、後ほど説明します資料の中でまとめておりますので、後でご紹介をしたいと思っております。

「自治とまちづくりについて」ということで、この違いですとか、取扱いについて、ある程度全体のコンセンサスを一度取る必要があるだろうというようなご意見をいただいておりますので、これについて事務局なりの考えをまとめました資料が次にありますけれども、同じくA4縦の左上に小さく「自治とまちづくり」と書いている1枚紙でございます。

若干説明を申し上げますと、「自治」と「まちづくり」というのは、ある意味使い分けが難しい言葉で、両者の違いがあまり意識されずに使われている実情もあるところですが、その違いについて事務局なりに整理をいたしますと、まず「自治」については、「市や自治会の意思決定に至るまでの仕組みや方法」というふうに捉えられるのではないかと。「まちづくり」については、住み良いまちをつくるための活動や取組みといった、より能動的な捉え方ができるのではないかと整理をいたしております。

また、これに基づいて条例の構成を考えたときに、「自治」に視点を置いた

場合につきましては、市や自治会の意思決定のための仕組みや方法が規定の中心になるのではなかろうか、また「まちづくり」に視点を置いた場合につきましては、理念やその方策を規定することが中心になるのではなかろうかと。ただそうしますと、やはり「自治」、「まちづくり」ともに、条例を考える上で大事な事柄であるというふうに思われますので、次に整理する必要があると思われまますが、同じく市政運営の総合的な体系を定めております総合計画との関係ということになってこようかと思えます。

これについても一応の整理をさせていただいておりますが、まず条例では、まちづくりを進める上での仕組みや方法を中心に定めまして、理念につきましては、その中でも普遍的なものに限定にするべきではないか。まちづくりの具体的な方向性等につきましては、その時々的情勢により左右される可能性がございますので、総合計画の中で議論して定めるべきではないか。こういった役割分担ができるのではないかと考えているところです。

次に「資料1」と右上に書いておりますA3縦の少し厚めの資料でございますが、先ほど申し上げましたように、条文の重複部分とか、それを含めましてご検討いただきたい部分を色づけをして、お示しをしております。右端の部分につきましては、それを含めた課題について記載をしておりますけれども、今回追加した部分に限りまして、色分けをしてお示しをしております。

内容については今後、ご検討いただきたいと思うのですが、この中で赤色の部分、3ページ以降に出てまいりますけれども、これが先ほどから申し上げておりますとおり、重複していると一応考えられます箇所でございます。これについては、また別の資料がございまして、何枚かにわたっているところでは、なかなか重複部分の比較をしにくいだろうということで、その部分だけを集約した紙を「重複箇所の整理」ということで、A3縦の紙にまとめさせていただいております。

こちらの説明に移りますけれども、事務局の整理としましては、一応レ点をつけた部分のほうに集約をしていく形で整理ができるのではないかとご提案をしておるところでございます。

最後になりますけれども、「資料」というふうに書きましたA4縦の1枚紙になります。委員さんの方から職員の責務としまして、「より地域の活動に積極的に関わりを持つという部分を謳う必要があるのではないか」というようなご意見をいただきまして、それについて例えば規定をするとすれば「他市においてはこういう文言になっています」という部分だけをお示しをするという形を取っております。資料の説明については以上でございます。

部会長

では、改めまして、みなさんこんにちは。お忙しいところありがとうございます。今日は、前回の全体会の後に部会長会議をさせていただきまして、その内容につきましては先ほど事務局の方からご紹介があったところでございます。

重複になりますが、その部会長会議では事務局から、「全体の骨格というか、そういうものは全体会でお示したところである」とこと、「しかしそれには重複する部分が結構ある」ということでございますので、「そうした部分につきましては、法制室のご協力も得ながら、整理統合できるところは整理統合を

するという方向で検討を始めてはどうだろうか」ということでありましてので、部会長会議でそれを依頼し、非常に短い期間でございましたけども、一応の対応をしていただいているということでございます。全て完璧にということではなく、ワンステップ、もしくはツーステップを踏んだところの内容をご提起いただいているところでございます。

私が全体の座長として気に留めていますのは、やはり情報の共同化と申しますか、共通化と申しますか、そうしたことを図りながら一步一步前進した方が、結果的には議論がスムーズに進むのではないかと考えております。事務局のお力を借りながら、資料をお示しさせていただいているところでございます。

これはあくまでも、たたき台でございますので、今日のところは今後7月27日に予定されております全体会議に向けて、部会の意向を可能な限り集約できたらしめたいのではないかとすることを目的とするところでございます。なかなか全体会で部会ごとに議論するという時間も充分取れませんので、今日はせっかくの機会でございますので、全体会に向けての意見調整と申しますか、そういったことに総意いただければと思います。

まず議論のきっかけを作らせていただきたいと思っております。どこからでもよろしいということでございますが、ちょっと私の方できっかけを作らせていただきたいと思っております。

第2回の代表者会議で、かなりのご意見が出ましたのは「前文」のことでございます。全体会におきまして前文のあり方について、ご意見がかなり出たという印象を持っております。前文につきましては、現状のままというのではなく、「非常に格調高い前文を作っていたいただいているけど、もう少し自治基本条例は何を目指すのかというようなことが、正面にすぐに出てきたほうがインパクトがあるのじゃないのか」という意見もございましたので、そういう兼ね合いから「前文」と「目的」をセットにし、当然「目的」は最初に出てくるものでございますから、理念部会でご協議をいただけないだろうかということでお持ち帰りいただいているところでございます。そういったものが、今度は7月27日の全体会で理念部会の方から精査されたものがお示されるのではないかな、と思うところでございます。この辺いかがでございましょうか。ご意見を最初にいただければと思います。前文、目的というのは正に全部会に共通する話題でございます。そういう点につきまして、充分ご意見をいただいて、そして全体会に臨みたいと思っております。いかがでしょうか。理念部会の部会長さんは、「そこは絶対あたらぬ」ということはおっしゃっていません。皆さんのご意見に対して努力してみたいという発言をされてお持ち帰りいただいております。そのような対応の仕方をやっていたくということでもよろしいですかね。全体会に出てくるものを、また我々が見させてもらって意見を言わせていただくということでもよろしいでしょうか。

委員

自分ではこう作った方が良く思うことがあるのはあるんですね。そのときに私一人の意見でなくて、皆さんがある程度そういうものもあるかというのがあれば、作ってみるという手もあるんですが、全然何にも協議しないま

<p>部会長</p>	<p>ま、自分がこういうものが良いと思えば作ってみても良いのでしょうか。前文の中で。</p> <p>この部会で共通認識を形成してですね、そして理念部会に「部会としてこういうものがコンセンサスを得られたところでございますので、ひとつご検討を」というやり方もありますし、個々の委員は皆、委員の独立した立場でいろんなご意見をお述べになるという権限を持っておられると思いますので、できるだけ事前に、事務局を經由して、理念部会に「こういう意見を持っています」というものをお出しいただければ良いかなと思います。それは手続き的に確認したわけではございませんけれども、そういうことは民主的な会合の上では当然だと思います。この部会というのはあくまでも便宜的なもので、本当は毎回毎回全体会で侃々諤々議論するのが理想的なんですけれども、それは現実的に見ると議論しにくいということがありますので、それは座長として全然問題ないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>大体こういったところで収まってくるのではないのかな。(前文と目的をセットにして見直すことは)はっきり言って中身の削減だ。それよりも1条の目的、これはもうしっかりしている。これで良いんじゃないか。前文とはこういうものでしょう。</p>
<p>部会長</p>	<p>やはり理念部会としては、前文を格調高くという、さすが大分市だなと。冒頭部分ですからね。「やっぱり大分ということこそはすごく良いとこだなあ」というイメージが形成されて、我々がその誇りを共有しながら、その次に「目的」で、きちっと条例の目的を押さえればよろしいんじゃないでしょうか、というのが部会長のお考えですね。</p>
<p>委員</p>	<p>重なりすぎて、とっつきにくい感じがするけど。</p>
<p>部会長</p>	<p>一方のご意見として、「前文の中に目的のようなものを謳いこめば、すぐ分かるんじゃないかな」、「こういうことを目的とした条文だったのか、なるほど、と分かるじゃないか」という意見もあるということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>そうすると第1章の「総則」が骨抜きになるような感じもしますよね。</p>
<p>部会長</p>	<p>そうなんですよ。ですから、そのところは、結局部会長会議ではワンセットで捉えるしかないんじゃないでしょうか、ということで、ワンセットで一度対応してください、という結論になりました。</p>
<p>委員</p>	<p>なるほど。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、人がまちをつくるのだと思っているんですね。これを読むと「私たち一人ひとりの生きた証が」という所には人が出てると思うんですよ、前文の中に。ただもうちょっと、人がこういうふうにつつと育つということがあって、</p>

	<p>その人によって、その豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを受け継いでいくんだというふうに、人が育つということを大分市は前面に出したらいいと私は思っているのです。それが前文の中にあると、ちょっと一味違うというふうに思っているので、自分なりに書いてみようかと。</p>
<p>委員</p>	<p>それは分かるんですけど、そのことを「わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして」ということで、ちゃんとそういう方向性というのは、私はもうこれに入っているのではないかなと思います。漠然と言えば漠然でしょうけど。前文の中にあまり具体的に、ああですよこうですよというのは、これはまた条例としてはおかしくなるような気がする。大まかな目的が定まっていればそれで良いのではないかなと思うんですけどね。個々の条例なら別ですけども。例えば人権だとか、目的が定まった条例なら、もう少し具体的に言えるのだろうけど。全体を網羅した自治基本条例ということであるなら、この辺ぐらいででしか収めようが無いんじゃないですか。</p>
<p>委員</p>	<p>委員さんがおっしゃることもごもっともだし、また委員さんと私が違った人生をおくってきましたので、そういう人権という言い方ではなくて、人が育つということを私なりに表現させていただいて、その人がまちをつくっていくという、大元をしっかりと持っていくようなことが必要であると。その中に、環境を大切にしたり、歴史を大切にしたり、そういうことがなされていくという、人を大事にしてるとということが前面に出ると、私はちょっと他の市とは違うという、私の好みではあるんですね。良い悪いではないんですが。</p>
<p>委員</p>	<p>先生の言わんとすることは私も分からんでもないんですが、人の育ちという言葉はどういう範囲でくるのか、この辺がちょっと私ピンとこないところがあるんですけどね。経済的なものを重点に置くのか、あくまでも漠然とした法の下での平等というような形の中でくるのか。人の育ちといっても、家庭環境もあるでしょうし。</p>
<p>委員</p>	<p>そういう具体的なものとはちょっと違って、豊かな自然といったレベルの人の描写です。</p>
<p>委員</p>	<p>別に先生に反発するわけじゃないんですけど、私としてはいま一つピンとこない。</p>
<p>委員</p>	<p>それはよく分かります。今まであまりそういうものを見ないと思うので。</p>
<p>委員</p>	<p>一つだけお聞きしたいのが、資料1でいうと理念部会というのは、2ページの真ん中までが前文にあたる部分になるのですか。</p>
<p>部会長</p>	<p>いや、前文と言っているのは、あくまでも（「前文」だけ）。</p>

委員	「前文」だけの話をしているんですね。
部会長	そうです。
委員	このあとの「目的」とかは理念部会の中で話をするのですか。どこの部会で話をするのですか。
部会長	理念部会です。
委員	理念部会で話をするんですね。そこで前文の中に具体的にこういうのが入ってくるわけですかね？
部会長	<p>いや、それは、その前文の中に基本理念だとか目的だとか、そういうもののエッセンスを謳い込んだ方が分かり易いんじゃないか、というご発言があったんです。あったんですけど、前文は前文で一応置いておいて、その次に基本理念とその前に目的とか用意されているので、続けて読んでいただければ分かっていたのではないかというのが、これを今まで一生懸命作られてきた理念部会の想いなんです。そここのところの一工夫がないでしょうかと。皆さんが前文を読んだ時「なかなかよさそうだな」とか、「分かった」とかというような形でいけるようなものはできないのだろうかというところを工夫してほしいということなんです。必ずしも、こういう形でまた出るとは限りません。また「なるほど」というのが出てくるかもしれない。今一生懸命そういう作業をしていただいているところだと思いますので、今の段階で我々としては、「その作業の中でこういうこともやってもらえるとありがたい」というようなメッセージを伝えられれば、作業の手順としてはよろしいかと。「早く言ってくれればよかったのに」というようにならないようにね。だから先生がおっしゃっている部分も、事務局を通して出していただいて、理念部会にお渡しいただければ、理念部会も「こういう意見があったんだ」ということが分かって作業できると思うんですけどね。</p>
委員	<p>そういう意味であれば、先生が言われてた意見というのは、僕もそう思うんですが、そういう意味で自分なりに前文を作ってきたわけです。もう一つ自分たちで作った前文みたいなものがあって、比較してみると非常に分かりやすいのですが、ただここだけを見ると、ちょっと冒頭の前文は僕はおかしいかなと。誰が考えてもちょっとおかしいという気がします。そういうものを敢えてここで書かなければならないかということです。だから、誤字も脱字もいっぱいあるんだけど、僕が自分なりに作ってきた素案や、先生の作ったものとか、良いとか悪いとかではなくて、そういうのがあって、それとここにある理念部会が出してくれた案というのと比較検討（をする）</p> <p>これだけで非常に立派なものができているし、本当に良いと思うんですが、まだより良いものがひょっとしてあるかもしれないということで、時間もあまり無いので、市民の、いわゆるその最高規範であるということの前文の中</p>

	<p>に入れた方が良いというようなことを僕は書き加えて、前文を自分なりに作ってきたわけですね。そうすると、第4条の中までいくとダブっているところばかりですけど、書き方として、前文のところに入れた方が良いもの、具体的にした方が良いもの、というように何か比較対象が欲しいなど。そういう意味で、先生の意見ができていればですね、その資料なりを案の案のたたき台として出していただければ。それくらいの覚悟で前文を作らないと悪いのではないかと。</p>
部会長	<p>分かりました。先生が先ほどおっしゃいました部分がおそらく表現されているのではないかなという、先生自身がいろんな思いで作られたペーパーが用意されているということ事務局から聞いております。</p>
委員	<p>今日のは入ってないんですけどね。</p>
部会長	<p>それは入ってないんですか。それはまたあとでお示しいただくということで、まずは今、委員の方から前文につきましてお話がございましたので、事務局はコピーしていただけますか。それでみなさんに、言葉よりも文章を読みながら。</p>
委員	<p>先生にも一応見てもらったんでそれで良いのですが。この前見ていただいたやつなんです。</p>
部会長	<p>もうみんなでざっくばらんに。</p>
委員	<p>先生のも是非見せてください。</p>
委員	<p>作ってないんだけど、頭の中にはあるんですが。</p>
委員	<p>もうできていると思ったから僕は言ったんですが。</p>
委員	<p>これは私がして良いのかどうかを今日聞こうかと思ったんですよ。前文を作って良いものかどうか。さっき聞きましたら、良いって言ったんで作ろうと思います、次回までに。</p>
部会長	<p>みんなで対等な、同格な立場で議論していますので、出していただいてね。どこかで最後は一つにしなければいけないわけだけど、やはりできるだけ多くの方が意見具申した方が良いと思います。</p> <p>それでは今コピーをしていただいておりますが、次なる問題点っていうんですか、本部会における問題点としまして、実は議会の基本条例を既に作っていただいているわけですが、これは最高法規性ということで位置づけられていますので、この議会基本条例をどういうふうに当該基本条例の中に盛り込むかということでございます。以前にも、「議会については議会基本条例による」という一文で整理するという仕方もあるだろうと。いや、そうじゃな</p>

くてやっぱり体裁として、議会基本条例のエッセンスの部分は一応当該基本条例の中にも示して、そして細部については議会基本条例によるというやり方もあるかということで、実は議員の先生方には大変手間隙をかけていただいてですね、最終的には全体会では、議会の内容につきましては、先ほどの報告1の3ページなんですけど、ここの12条の1項、2項、3項、4項というところで、これは議会基本条例の前文に謳われている中身を、再度お示しいただいたということですが、それを踏まえて「議会基本条例の定めるところによる」という整理の仕方をしていただいたということでございます。これはもう既に全体会でお示しいただいたわけですけど、一番関係するポジションが私達のこの部会でございますので、これで特に問題なしということになりましたらですね、全体会でもう一回確認していただければよろしいかなと思うところでございます。これは議員の先生方9名にお集まりいただいてご討議されたということでございますので、私は個人的には最大限尊重申し上げたいなと思っておりますが、それでも「いや、ちょっと問題があるんじゃないですか」というご発言も十分予想をしておりますので、(ご意見を)お出しいただければと思います。

それはちょっと後回しにして、まずは委員さんが作っていただいたもののポイントは先ほどちょっと説明していただいたんですけども、お目通しいただければと思います。

(各委員黙読)

部会長

お目通しいただいたかと思えます。私が読ませていただいて、委員さんが文章にされてますのは、このまま前文という意味合いではなくて、前文の中にこのような、～までが盛り込まれるような、そういう内容にしてもらいたいという意味で作られたという理解でよろしいでしょうか。

委員

はい。ちょっと一言言わせてもらいますと、こういう恥ずかしい文章を出すことによって、今ある前文が格調高く見える、そして分かりやすいために、これを敢えて出させてもらったんですけど、僕の理想としては、少しこういうのも入った方が(良いのではないかと思います)。

僕も大分に来てまだちょっとしか経ってないですが、非常にきれいな街であるし、そういうのも誇りであるし、いろんな特徴的な街もあるので、そういうのも前文の中に少し入れたりしながらできたら良いなということで、僕の希望を、誤字脱字も多く申し訳ないのですが、比較の対象があるとやりやすいのではないかなということで出させていただきました。勝手にすいません。

部会長

いえいえ、とんでもございません。ありがとうございます。

先ほど先生のお話のところで、私がちょっと対比させていただいたんですけども、私どもがここで委員さんが作られた1～6の項目の中身について、ここで議論をするということではなくて、理念部会に、我々の部会の委員さんがこういうものを文章化していただきましたということで、理念部会の検討の上で、参考にしていただければということで、事務局を通じて理念部会にお渡しをさせていただくということでいかがでしょうか。

委員	<p>これは、2月26日に僕が企画部長さん宛てに出したもので、もう既にいたるところに入れていただいているんですね。ただ、別にどうこうということもないけれど、せっかくですから、こういうのを一応今日比較対照してみたらということ。もうほとんど、部分的にも取り挙げていただいている。ただちょっと前文の中に、歴史的なことだけがあるから、大分市の特徴がほしいなということ、僕はこの前の全体会合のときからしゃべらせていただいた。</p>
部会長	<p>2月の段階ですから、もう随分前の段階で作られているというようなこともご説明いただいて、特に大分市の特徴も、従来の前文にも描かれておりますけど、また委員のおっしゃっている特徴もあると思いますということをお伝えいただくとありがたいかと思っております。やはり理念部会としては、できるだけ多くの方々のご意見が集まった方がよろしいかと思っておりますので、委員のお作りになった意味合いを十分にお伝え申し上げて、お渡しさせていただきたいと思っております。また委員も、できるだけ簡潔に速やかに、27日に全体会合がセッティングされておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それですね、今大変貴重なペーパーいただきました。ありがとうございました。先ほどの議論に戻りますが、二つ目のポイントの、議会基本条例との住み分けといいますか、収め方ということですが、これはいかがでございますでしょうか。議員の先生方は、もうそれをお出しになられた当事者でございますので、それ以外の委員の皆さん方で何かご意見がございましたら、いただこうと思っておりますがいかがでございますでしょうか。</p>
委員	<p>良いですか。僕は基本条例が非常に分厚いものになると見にくくなると思うんですけど、せっかく立派な議会基本条例があるわけですが、これの全部の整理というのは難しいわけで、せめて要約した前文だけでもこの中に入っているということを知るといっても、ある面では必要ではないかなと。これもあくまで個人的な考えですが。</p>
部会長	<p>まさに議員の先生方のまとめでは、そのような委員と同じお考えのようです。私も聞いてますが。1項、2項、3項が前文のエッセンスだそうです。</p>
委員	<p>立派な議会基本条例ができて、子ども（に関する）条例もできて、市議会の政策立案もだんだん拡張しているということは、政策立案の強化ということで、とても良いという評価をさせていただいてます。それに加えて、私ちょっと世の中が複雑になるにつれて、一回の選挙だけで代表民主制といいますが、そういうことで市議会議員におんぶでお願いしますという時代が少し変わってきたというふうに考えていて、おそらく市議会の方でも条文化して下さっていると思うので、そこをどのように読み取れば良いのか少し教えていただきたいというのがひとつあります。そして受益者を代表する選挙のあり方から、市全体の発展を見ながら、議員さんに～する時代になっているのはとても好ましいと思うんですね。市長が、私が～というのも、それが必要な時代だからということだと思いました。そのことに関して、例え</p>

	<p>ば政策立案をしていただくのを増やしていただいて、強化していただくと同時に、例えば市民が、私はそうするんじゃないですけど、受益者がこの議員さんをお願いしたいとって投票します。でもそれ以外の問題についても私達は生活していますから、また違う意見を持ったときに、どういうチャンネルを通じてそれを議会に市政に活かしていただけるかという部分ですね。政策立案、市民参加の部分についての分とか、市役所の方はこの中に入っていると言うんですが、私自身は少し、どこをどうすればそういうことをしていただけるのが見えません。もう少しこの自治基本条例の中に、政策立案や市民参加について何らかの規定を入れていただいて。議会基本条例の中に入っている、例えば市民と議会の関係とかですね、そういう形で何か・・・。</p>
委員	<p>これは集約したものをちょっと文言化しただけであって、その他具体的なものは、また出てますので。自治基本条例に入れるとすれば、この辺かなと。集約した形の中でね。</p>
部会長	<p>今、先生がおっしゃったような政策立案に対する市民の参加、議会の件ですね。</p>
委員	<p>議会を通じてなのか、直接市政に行くのか分からないんですけどね。</p>
部会長	<p>まあ二元性ですからね。両方あると思いますが。そういうのは議会基本条例の中になかったですかね？</p>
委員	<p>第3章「市民と議会の関係」と第5章にあります。</p>
部会長	<p>ちょっとご紹介いただけますか。</p>
委員	<p>「議会はその透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。</p> <p>2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するものとする。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、市民との意見交換会の開催等により、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。</p> <p>5 議会は、前各項の実効性を確保するため、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。</p>
委員	<p>ありがとうございます。もう一回確認ですが、請願と陳情はどう違うんで</p>

	すか。
委員	請願はですね、紹介議員がいるのが請願です。
委員	「陳情」は直接市長にするんですか。
委員	いえ、議会です。
委員	議会の議長に陳情するのですか。
委員	はい。議長です。
議員	それは議会に持っていくんですね。
委員	そうです。
議員	<p>議会の方から市民に投げかけるのをルールにしているのがありますよね、「市政だより」とか触れ合いみたいのとか、お出かけとかあって良いんですけど。なかなか市民の側から意見を言いにくいというのがあるし、言っても言っただけで終わると。今日は委員さんがきちっとご主張されて、～～いくようになったんですが。そういう形になるのが難しいなあとは私は常々感じています。私は何回か県にも市にも文書を送りましたが、どこでどうなったか分かったもんじゃありません。そういうのは説明責任（を果たして）いただいととは思えないんですね。今度、子どもに関する条例に関して私たちの意見を聞いていただいたので、今度説明をいただけるんだらうと期待してるんですけどね。</p> <p>教育に関しても、子どもを育てる本質は何と考えているのかということを経理長から聞きたいと思うんですけど。それから市長さんは、小・中学校が多いわけですが、あえて高校の校長先生を教育長に選ばれた、素晴らしい方なんで私は賛成しないわけじゃないんですけど、どういう理由からそういうことしたということをお説明していただけたらなうれしいと思うんですが、そういうのをわざわざ言うのはですね、気が引けるわけですよ。もう少しこう、すぐ政策立案に結びつくんじゃないけど、市民の素朴な疑問を多く聞いていただいて、私達が納得して協力したり、自分で自主的にやれるようなことに結び付けられたら良いなあと思ったりします。</p> <p>それから縦割りになっていますので、私はどちらかということ、子どもの落ちこぼれた方をずっと世話してきました。それで今度それを活かして、落ちこぼれないための教育行政というものについていろいろ意見を聞いていただいてありがたいのですが、そういうことを教育委員会に言っていこうとしてもルートは全く開きません。その中で、やはり市民の政策立案が、関わる時のルートが開くような市民参加といいますか、そういうのが条文をもとに言えるようになれば良いなあというふうに思っています。</p>

部会長	<p>おそらく議会基本条例も、今日私どもが頑張っている自治基本条例にしても、きわめて内容的には抽象的な内容にならざるをえないと思うんですね。ですから、先生のおっしゃっている個別具体的な権利行使の仕方とか、説明義務を求める方法とか、議会基本条例の中身から、さらには今作ろうとしている自治基本条例の中身とすれば、そういうものの道筋ができていかなければならないですね。やると言っているわけですから。そうすると、やると言った中身が即、自治基本条例の中で示されるところまでは私は行かないのかなと。それは将来の課題としてね、言っていくことになるのかなという気がするんですけどね。</p>
委員	<p>請願、陳情だけでなく、もう少し市民の政策立案の（道を）開くようになる、これは自治基本条例ではないですよ。議会基本条例の中に、入っていたらやりやすいなあというのはありますよね。私でも意見を持ったとき、知り合いがいなくて誰に聞いて良いのかわからないですよ。今そうになっています。私などは利益のためしていないので、例えば農協の人は、あの議員の人とつながっている、建設業者はこの議員、町内会はだれだれとなるんですけど、なかなか私のような抽象的な部分といいますか、全般的にしていると、誰にどうやって良いのか全く分かりません。そういうときに、このルートが開かれるような文言がほしいなと。請願、陳情だけでなく。お話し合いも団体で市長に～ますから、なかなか・・・。</p>
委員	<p>分かるけども、それは個々の議員の取組み方、個別の問題になってきますよね。条例に入れるというようなものにはなりにくいと思います。そうするとおたくのも含めて、個別のものをどんどん入れていかないとどうしようもない。そうすると条例の範疇から（突き）抜けてしまうような。これはやっぱり全体の一つの大きな大枠の流れを決めて、議会基本条例もそうですけど。その下に今度個別に、規程というんですか、それでやっていかないと。委員さんの言わんとすることは分かるんですよ。分かるけど・・・。</p>
委員	<p>例えばですね、縦割りになっているために連携ができてないわけですよ。例えば福祉でやっていることを教育に活かすということをしなくて、ということを防ぐための文言を、例えば各部門の相互連携を図るとかですね、そういうことを条文化しているかしていないかで、次にやるときに、ああいう意見が出てこれが条文になったんで、じゃあ次はというふうに私はなると思っているんです。</p>
部会長	<p>それは「各部門の相互連携を図る」ということで入れやすいんじゃないでしょうか。</p>
委員	<p>そういうふうな文言を私は具体的に考えたいと思っています。</p>
部会長	<p>そういうことを連携するんだと謳ってるにも関わらず連携していないというのはなんだということになるんでね、その辺はやっぱり先生の・・・。</p>

委員	もうちょっと詳細に見て、これに入るかもうちょっと加えたほうが良いか、自分で具体的に出したいと思っています。
部会長	その作業が絶対どこかではあるんですよ。というのは、私どもは個別具体的な問題をかかえているわけですよ。個別具体的な問題に活かすための、道筋として基本条例を作っているわけですから。少なくとも、そういう道筋ができてないといけないと思いますよね。それをもっと具体的にするためにはどうするこうする、というのはまたもう少し別の次元のレベルだと思います。
委員	今日、最初に部会長に伺いましたら、自分で案を作って良いということであるので、ちょっと作ってみたいと思います。
部会長	それでご意見をいただければと思います。
委員	決して我々も文句を言うとか、閉じてるとかいうつもりも全くないです。
委員	それは私も思ってないです。
委員	市報なり通じてですね、意見交換会の報告も全部しております。今回特に子どもに関する条例については、関係者の意見を聞いてくださいという声が圧倒的に多かったので、我々なりにこういう方々にあたっていこうかと作業をしてきました。そういう中なので、ぜひ、逆にそういう所に積極的にまた参加もお願いしたいんですが。
委員	今回声をかけていただいた方はあれだけどね、何をやっているか、市政だよりとか見るんですけど、ああこれもう済んだんだとか、そういうのが多いですね。
委員	もうストレートに、そういう会を通じていただいて結構です。
委員	今回（この部会の）お2人（の議員さん）に言えるから。こういうトークができたのもこの会議に参加できたおかげというか、ありがたいことです。
委員	だから決してするとかしないとかのレベルではなく、そういう規定にのっとってきちんとやっていますし、我々も出ていこうという姿勢はありますので。
委員	今は市の方も待ってるんじゃないかと。
委員	それは我々の、こどもに関する条例も今からが正念場でありますから、やっぱりいろんな方のいろんな意見をお聞きしていかないと、どうしても頭が我々の考えだけでしかいかないんです。そういう意味もあって、できるだけ多くのいろんなご意見をいただこうと思います。

<p>部会長</p>	<p>具体的にはわたしは、大変化が起きていると思うんですよね。今までは議会というの執行機関から出された議題について、条例等々について意見具申をし、決定をするということから、(今後は)自ら条例を作って行こうというようなことで、そのためのいろんなご意見を聞かせてもらおうじゃないかと。これ全然今までなかった動きではないかと思うんですよね。そういう意味合いでやっぱり議会基本条例が機能を始めているなという感じはしますので、その点はもう少し長い目で充実していくという方向で、私は行ってただけだろうと思うし、そのための議会基本条例の、本基本条例における存在の位置づけとしてはこういうことでよろしいんじゃないかというのが私の個人的な意見なんです。ですから、それをもう一度(自治基本条例に)書き直せばね、ほとんど同じことになるかと思うんですが、それはやっぱりいささかやりすぎではないか。やっぱり先行事例については最大に尊重申し上げていくということが必要ではではなからうか。それをポッと一言議会条例に行くというのはちょっと簡単すぎるかなあとということも、落としどころがね、この辺かなというところなんです。この辺はよろしいですか。だいたい収斂するのはこの辺だということ。特にご異論がなければ、部会としては共通認識を持っていますということで。もう部長からは聞きません。部長は以前おっしゃっていただいたことが私はこういう形になっているんじゃないかと思しますので。では先生、よろしいですか。</p> <p>それでは次です。重要なテーマだけ2つおいて。今度は具体的な技術的な問題になってくるわけですね。技術的な問題というのは、各部会が各々自由に議論してきております。そのところを事務局におかれまして精査をさせていただいて、精査されたものの第1校が今日示されているだけです。その辺のところのご意見を今日聞かせておいていただきたいなと思うところがございます。特に他の部会のところというよりも、私どもの部会に関わるところの整理の仕方特にご異論はないだろうかというところなんです、その点の話を、3番目にさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>中身に入る段階になったかと思しますので、事務局の方から若干説明を申し上げた方がよろしいでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>そうですね。お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お配りしました、今ご覧いただいておりますA3縦数枚の資料の3ページからが本部会のエリアになってこようかと思っておりますが、まずこの赤で示している部分がですね、他部会でも検討をいただいている内容と一部ダブリがあるだろうということになっております。</p> <p>例えば7条につきましては、右の課題等の中にまとめておりますけれども、今、仮に13条となってる部分、1項、2項、あるいは26条第2項あたりを、ここに趣旨が同じということで、13条については7条に、7条3項については逆に26条2項の方に、統合するという整理をしてはどうだろうかという趣旨の提案でございます。</p>

	<p>その下の 9 条 3 項につきましても、趣旨は同じでございますけれども、3 4 条 2 項あたりを意味合いとしては統合することができるのではないかとこの部分になっております。</p> <p>次の 4 ページでございますけれども、人材育成という観点で他部会で検討していた部分がございます。具体的には右に書いております通り、28 条でございますけれども、これをある意味では執行機関の責務、市長等の責務というふうな捉え方をすることも可能ではないかということで、こちらの方に一まとめにすることも、考え方としてはあるのではないかとこの提案になっております。主語の部分でございますけれども、執行機関という言葉について、あるいは一般の方にちょっと馴染みが薄いのではないかとこの考えもありましたので、例えば「市長等」という表現の方がより分かりやすいようであれば、こういう形に改めてはどうかという内容の提案であります。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。文言につきましてはですね、これからおそらく精査されていくと思います。ですから、事務局から今お示しいただいているのは、確かに一般市民には馴染みがないんじゃないかという印象もありますので、こういう表現はどうだろうかという一つのお示しでございます。委員の皆さん方が「こっちの方がかえって良いね」というようなことだったら、そちらの方向にしてみたらどうかと。何回も過去出てはいるんですけど、この条例を子どもさんが見ても、まあ極端な言い方をすると、分かるという、読めるという内容にすると最高だねという話が過去出てきてますので、そういった観点の、本当は文言としては、執行機関と言った方がパッと分かりやすいという気がするのだけど、誰がお読みになるのかということとの絡みでは工夫も必要かなということですね。</p> <p>青のところは、事務局の方で今まで出てきた意見の中で、改めて付け加えたたたき台ということですね。これのところは、ひとつ委員の皆さん方、ちょっとまた時間をとっていただいて「この条文はこうしてしまうと随分意味合いが変わってくるよ」、「やはりここに置いておかないといけない」というものかどうかですね、内容的にはほぼ一緒だから、こっちの方に一緒にまとめたらどうかということの整理をやっていただければ。「そちらに行ってしまったら、ちょっと意味合いが違って来るよ」というようなことになるとまたいけませんので。その辺は流動的です。これから変わるようになるかと思っておりますので。まだ今の段階では。</p>
事務局	<p>参考として今申し上げた部分の重複のですね、おそらく一部重なっていると考えられる部分を比較しやすいようにということで、ただ単に並べただけなんですけども、この資料をお配りしてます。</p>
部会長	<p>重複箇所の整理ですね。</p>
委員	<p>全然意見ではないんですけど、おそらく使い分けておられると思うのが、「何々するものとする」というのと、「しなければならぬ」という語尾がね、使い分けをしておられるように見えるんですけど、明確にはどうしておられ</p>

	<p>るんでしょう。</p>
部会長	<p>それは、法制室、何かコメントいただけますか。</p>
法制室	<p>この件につきましては、法制室では今のところまだ整理はしておりません。各部会でご議論いただいた語彙のままにしております。各部会では、それぞれの規定の義務の強弱によって使い分けをさせていただいているというふうに認識しております。最終的には各部会の認識をそろえて、表現を統一する場も必要になると思いますけれども、現時点ではまだそこまで踏み込んでいません。</p>
部会長	<p>そういうことです。</p>
委員	<p>ちょっと良いですか。「するものとする」と「しなければならない」はどちらが拘束力が強いのか？</p>
法制室	<p>「しなければならない」が一番強い規定となります。次が「するものとする」で、「努めるものとする」になると少し弱い、努力義務の規定となります。</p>
部会長	<p>最終的には、やはりきちとしたものに仕上げないといけないからですね。そこ辺の表現が「努力する」とか「しなければならない」とか「するものとする」とかではニュアンスが違いますよね。「するものとする」なんか完全に「しなければならない」とは意味が違いますからね。そこ辺のところはよく部会、全体会で詰めていかなければいけないという気はしますね。</p> <p>今ね、「像」で言えば頭があって胴体があって手があって足があってっていうところですね。そういうところが見えてきたというわけで、目は一重にするか二重にするかとかね、髪は長くするか短くするかというのはこれからの段階かなという感じがします。存分にご意見を展開していただきたいと思います。</p> <p>それではこの分につきましては、委員の皆さん方で精査していただいて、ご確認をいただくということでございます。それでよろしいでしょうかね。そしたらですね、実はさっき、若干先走ってご紹介さしあげましたけど、先生からペーパーが出ています。</p>
委員	<p>ペーパーに行って良いんですが、だいたい少し今言ったことも入ってるんですが、この前言った統括型とリーダーシップ型の市長の役割が、文の中に両方入っているとおっしゃるのですが、ご自分方が提案された中でね。私は少し統括型のように読めたんですね。また私自分で作ってみましたので、それが一つと。それからコミュニティと、今日出させていただいた自治とが1枚の紙になった、言葉の説明の(ペーパー)ですね。これを見たときに自治は、市や自治会の意思決定とてなっていますよね。</p>
事務局	<p>市や自治会というのはひとつの例示というふうに捉えていただいた方がよ</p>

	<p>ろしいのかなと思うんですけども。ひとまとまりの団体という程度に。ですからNPOとか、ボランティア団体とか、そういった中でも十分自治という発想はありえるのかなと。</p>
委員	<p>イコールで書いておられるので、これで説明だけで見るとNPOは入っていないように見えるわけです。これで見ますと。コミュニティというのは地域ですし、自治っていうと自治会を連想するので、鳩山さんが古い公共と新しい公共と分けて、新しい公共の中に市民活動団体の主体性というものを入れている。そこに問題解決をして、市民の側から起こった、規制のあるところで組織を作るのではなくて、という市民自治の本髄も一つはそれに入っていると私は思っているんですね。だからそれはやはり明確に何か入れたほうが良いというふうには思っております。自治とコミュニティじゃなくて市民活動団体とかね。</p>
部会長	<p>それは何かこのペーパーに書かれていますか。</p>
委員	<p>書いていますけど他にもいっぱい書いている。絵に描いてます。</p>
部会長	<p>それせっかくですから、メモということで（説明していただけますか）。</p>
委員	<p>自分の覚書も含めて書いたので。</p>
部会長	<p>じゃあポイントをご説明いただけますか。</p>
委員	<p>とてもお時間とりますけど、1番の市長の基本的役割・位置づけについては、1の統括型と2の推進・リーダーシップ型というのがあって、従来は1が多かったんだけど、2がこのごろ非常に増えてきている。それは安定の時代から変化の時代ということ踏まえてるのではないかというふうに私は思っているので、大分市の市長もそういうふうにはやっておられる点もたくさんあるよねっていう、明文化してどうだろうかというふうに思っております。そうすると、文言をちょっと変えたほうが良いかなあというのが、1番です。</p> <p>それから市長の責務として、私が挙げた中でいくつか入ってないのもあるなあというふうに思ったのですが、それも入れるかどうか自分なりに作ってみたいと思います。</p> <p>執行機関については、ほぼ無いものもあったりするんですが、今の原文で良いと思ってます。</p> <p>2番目ですが、市民のための議会については、その4番のところが今日私が申し上げたところで、例えば、教育の本質は何かということが市民に共有されないまま、学力向上は手段の一つなのに、それが目的化されて、予算が大変たくさん使われて、多くの市長も市議会も～～をしているというところに意見を言う場がないなあというふうに思っています。私は～～は、民主主義の担い手が育って、その民主主義の担い手が市政を作っていくんだというふうに考えているので、それは民主主義の担い手というのは自分でちゃんと</p>

考えて判断して決める態度を養っていく。できているというのではない、そういう態度を養っていくということが人育ちだと思っております。同時に責任を取って、協働できるということもすごく大切だと思っております。

私が言いましたように、市民の側からの政策立案の文言が出てない、~~市と善通寺市と~~町、そういうのがこういうのを入れています。あとは議会基本条例の中に入っていると思っております。

最後に、今言いました新しい公共と古い公共っていうのが、今までは国と自治体が公共で、市民がそこに入ったときに協働ということで、あくまでも主体は行政にあって、私達がそれに担って参加するという形でしたので、決定権は、ほとんど市の側で「する・しない」が決まっていた。だいたこのごろはまた大分市も工夫してくださって、市民側に決定権があるようなものも出てきているように思いますが、市民活動団体などが新しい公共となって、企業もそこに位置づけられているというような、この認識を共通に持っていることが大事なんじゃないかなというふうに思うので、そのための文言を何か作っていくと、そういうような文言を私は入れていきたいなと思いました。

市民活動団体も公共の担い手としてちゃんと位置づけて、自主性や自律性を持っているのだけど、自分自身もまた情報公開や説明責任が市民活動団体にもあるのだということまで入れると良いなと思ってるんです。地域活動団体は、やっぱり自治ですから、地域内分権というのですか、それがこれに重なってくると思うんですね。その地域分権の中での分権の行使者としての自治体ということになるだろうと思います。そういうような文言が入ると、自治ってものの、コミュニティってものももっと明確になると思います。

部会長

ありがとうございました。あとは先生、具体的な条文の中で文言として、ご提言をいただければと思います。

さて、今日は短い時間でございましたけど、一応部会としてかなり問題点が整理できてきたかと思えます。だんだんと条文化の方向でステップが踏めてきているかと思えます。皆様方の想いがこの文章表現で出ているか出てないかとかね、というようなところの話にだんだんと移って行くかと思えます。委員さんの方から出されました理念に関する話もこういう想いなんだと、こうすればその想いが、前文の中で目的・理念の中でどれだけ活かされているかというところが極めて重要なポイント、全く同じように先生の出された内容につきましても、これが具体化するとどうなるかというところの議論、それが極めて現実的な議論になってくるのかなと思います。その上で、事務局、企画課、さらには法制室のご意見も存分に賜りながら、一步一步前に進んでいけたらよろしいかなと思います。何か形が見えてきたかなという状況でございます。できたら27日にさらに、もっと進んだ意見交換ができれば良いなど、真夏になる前に、そこまでステップを踏めたら良いなというところが、司会者の期待と希望でございます。そういうことで、今日は大変熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

事務局の計らいで段取りしていただいているところでございますが、そういうことを含めまして、最後に、事務局から何かありましたら、よろしくお

<p>事務局</p>	<p>願います。</p> <p>事務局からのお願いといいますが、次回の全体会に向けての検討課題なんです。冒頭にご説明を申し上げました「自治とまちづくり」というペーパーですが、これが前回の部会代表者会議の中で、コンセンサスを得るための議論をという話も出ましたので、ご意見をいただくのは次の全体会でも結構だと思います。各委員さんにおかれましてそれまでにご検討をいただければと思います。欠席される委員さんもおられると思いますので、事務局を通じて（知らせていただく）という形でもよろしいのかなと思います。</p> <p>もうひとつは、今回こういう資料、重複部分と課題解決についてご提案させていただいた資料がございますので、こういった形で全体会に資料としてお出しするということがよろしいでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>まず、後者の部分についてはよろしいですね。全体会でお出しするということですね。前者につきましては、全体会で個々人が色んなご意見を述べていただいて結構でございますが、どうしてもご出席がかなわない委員さんにおかれましては事務局にご意見を寄せていただくと幸いです。ぜひよろしく願います。これで今日の締めをさせていただきます。</p>